

令和 8 年 9 月 16 日

松山市長 野 志 克 仁

松山広域都市計画汚物処理場の変更（案）について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに松山市に意見書を提出することができる。

記

1. 都市計画の種類及び名称
種類 松山広域都市計画汚物処理場
名称 北条クリーンセンター
2. 都市計画を定める土地の区域
松山市大浦
3. 都市計画の案の縦覧場所
松山市役所 清掃施設課
4. 縦覧期間
(自) 令和 8 年 9 月 16 日
(至) 令和 8 年 9 月 30 日